

高原町保育士就職支援事業補助金について

高原町の保育所等※に就職する方に対して、就職支援補助金を交付します。条件等がありますので、ご確認のうえ申請されてください。

※保育所（認可、認可外は問いません。）、認定こども園、幼稚園

1. 対象者

以下のすべてを満たす方が補助金助成の対象になります。

- ・令和4年4月1日以降に町内の保育所等に就職した方
- ・常勤の保育士として就職した方
- ・2年以上継続して勤務できる方

2. 助成金額

1人あたり20万円を2か年度に分けて支払います。（1年に10万円ずつ支給）

3. 申請方法

助成を希望される方は以下の書類をすべて提出してください。

- ① 補助金交付申請書
- ② 保育士証又は幼稚園教諭免許状の写し
- ③ 履歴書（これまでの勤務状況が分かる書類）
- ④ 就労等証明書(様式第1号)
- ⑤ 誓約書(様式第2号)
- ⑥ 完納証明書(町税等に未納がないことの証明)
- ⑦ 誓約書(様式第3号)

※ ①、④、⑤、⑦は必ず指定の様式をお使いください。ホームページでダウンロードするか、ほほえみ館にて交付を受けてください。

※ 1年目申請された方が、2年目に申請される際は、②、③の提出は省略できます。

4. 提出場所

以下に持参するか郵送でご提出ください。

- ・ほほえみ館内 高原町役場健康課子育て支援係
〒889-4412 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓360番地1

5. 留意事項

以下にご留意ください。

- ・申請のタイミングは就職して1回目の申請が10カ月、2回目の申請が22カ月経過後になります。申請期限は、経過後30日以内となります。
- ・勤務期間が2年未満になった場合は補助金を全額返還していただきます。
- ・令和5年度までの時限的な事業になります。つまり、令和6年3月31日までに就職し、条件を満たす方が補助対象となります。